

都市計画法に基づく開発許可事務等の笠岡市への移譲について

- 岡山県・笠岡市 -

岡山県では、平成17年11月に策定した「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」に基づき、各市町村への事務・権限移譲を進めているところでありますが、この度、平成21年度から笠岡市に、次の事務が移譲されることとなりますので、お知らせ致します。

記

1. 移譲時期 平成21年4月1日から

2. 移譲事務

都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定等に関する事務

宅地造成等規制法に基づく宅地造成に係る工事の許可等に関する事務

3. 新しい事務手続きに関する窓口（上記～の事務）

笠岡市建設産業部都市計画課 電話0865-69-2138

4. 現在の事務手続きに関する窓口

上記の 及び に関する事務について：岡山県土木部都市局建築指導課
開発指導班

電話086-226-7503

上記の に関する事務について：岡山県備中県民局井笠支局地域建設室
維持管理課 管理班

電話0865-69-1634

5. その他

事務の業務開始については、上記のとおり平成21年4月1日からとなっておりますが、事務によっては数ヶ月の期間を要することがあるため、3月末までの許可申請や事前相談等であっても、申請先等について、あらかじめ「4.現在の事務手続きに関する窓口」にご確認ください。